3/3 早稲

論説

2023・3・3

優先順位を違えぬよう

衆院憲法審査会

衆院憲法審査会が今国会で初めて開かれた。改憲を目指す勢力からは「緊急事態条項」を新設する条文案づくりに入るべきだとの意見もあったが、現行の憲法や法律で対応すべき課題を放置しながら、改憲を急ぐのは改憲を自己目的化していると批判されて当然だ。優先順位を違えてはならない。

緊急事態条項は大災害や戦争、感染症流行など緊急時の対応を憲法に定めておくものだ。

自民、日本維新の会、公明、国民民主などは、国会議員任期は憲法で定められており、災害などで国政選挙が行えない場合、議員不在の期間が生じるとして任期延長を可能とする緊急事態条項を憲法に新設するよう主張している。

しかし、三年に一度の参院選に合わせて衆院解散・総選挙を行う衆参同日選となり、国会議員が一時的に参院の半数だけになった場合でも国会の機能は維持できる。

現行憲法の五四条が衆院解散時の参院の緊急集会を定めているためだ。同日選中に災害などが起こっても、この条項を適用できる。任期満了に伴う衆院選中でも緊急集会は可能との学説もある。

憲法五六条は国会の議決には総議員の三分の一以上の出席が必要だと規定するが、議員の三分の二が登院できなくなる緊急事態は想定しにくい。議員の感染が相次いだ新型コロナウイルス流行時も国会の機能は損なわれなかった。

国会の機能維持を重視するなら、歴代自民党内閣はなぜ、憲法に基づいて野党が要求した臨時国会召集に応じてこなかったのか。

憲法五三条は衆参いずれか四分の一以上の議員が要求した場合、内閣に臨時国会の召集を義務付けている。召集期限が明記されていないからといって、長期間先送りするのは憲法軽視だ。

緊急事態条項を議論する前に、臨時国会の召集期限を二十日以内と定める野党提出の国会法改正案を優先して審議すべきだろう。

憲法を巡っては、同性婚の法制化に向け、結婚を「両性の合意」に基づくと定める二四条の解釈を明確にすることや、敵基地攻撃能力の保有が九条に基づく専守防衛を逸脱するのではないかなど、改憲以外の課題が山積している。

改憲ありきではなく、現行憲法の下で国民の暮らしや権利を守る法整備に最善を尽くすことが、憲法を尊重し擁護する義務を負う国会議員の責務である。